

東京都の国民健康保険一部負担金等一覧表

【特別区・市町村】

令和6年4月1日現在

保険者番号	区分 保険者名		一部負担金の割合※5				感染症法第37条適用医療の自己負担	感染症法第37条の2適用医療の自己負担	障害者総合支援法第58条適用医療(精神通院)の自己負担
			一般被保険者	義務教育就学前※2	70歳以上高齢者※3				
					一般	現役並み所得者			
13 801 6	千代田区	3割	2割	2割	3割	あり※4	5%※1	10%※1	
13 802 4	中央区								
13 803 2	港区								
13 804 0	新宿区								
13 805 7	文京区								
13 806 5	台東区								
13 807 3	墨田区								
13 808 1	江東区								
13 809 9	品川区								
13 810 7	目黒区								
13 811 5	大田区								
13 812 3	世田谷区								
13 813 1	渋谷区								
13 814 9	中野区								
13 815 6	杉並区								
13 816 4	豊島区								
13 817 2	北区								
13 818 0	荒川区								
13 819 8	板橋区								
13 820 6	練馬区								
13 821 4	足立区								
13 822 2	葛飾区								
13 823 0	江戸川区								3割
13 824 8	八王子市								
13 825 5	立川市								
13 826 3	武蔵野市								
13 827 1	三鷹市								
13 828 9	青梅市								
13 829 7	府中市								
13 830 5	昭島市								
13 831 3	調布市								
13 832 1	町田市								
13 833 9	小金井市								
13 834 7	小平市								
13 835 4	日野市								
13 836 2	東村山市								
13 837 0	国分寺市								
13 838 8	国立市								
13 839 6	西東京市								
13 841 2	福生市								
13 842 0	狛江市								
13 843 8	東大和市								
13 844 6	清瀬市								
13 845 3	東久留米市								
13 846 1	武蔵村山市								
13 847 9	多摩市								
13 848 7	稲城市								
13 849 5	あきる野市								
13 850 3	羽村市								
13 851 1	瑞穂町								
13 852 9	日の出町								
13 854 5	檜原村								
13 855 2	奥多摩町								
13 856 0	大島町								
13 857 8	利島村								
13 858 6	新島村								
13 859 4	神津島村								
13 860 2	三宅村								
13 861 0	御蔵島村								
13 862 8	八丈町								
13 863 6	青ヶ島村								
13 864 4	小笠原村								

※1 一定の所得要件に該当する被保険者証には、法制93「結核医療給付金受給者証」又は「国保受給者証(精神通院)」が交付されます。

医療機関等(都内に限る)にてこの証を提示した場合、適用医療の自己負担はありません。

なお、障害総合支援法(精神通院医療)については、上限額管理票をもとに、窓口負担の徴収をお願いします。

※2 6歳の誕生日以後の最初の3月31日までとなります。

※3 70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)からとなります。

※4 感染症法第37条適用医療の場合は、世帯の所得に応じて自己負担額が生じる場合があるため、公費負担の決定書の確認をお願いします。

※5 退職者医療制度は令和6年4月1日から廃止となりました。

東京都の国民健康保険一部負担金等一覧表

【国民健康保険組合】

令和6年4月1日現在

保険者番号			区分 保険者名	一部負担金の割合				感染症法 第37条 適用医療の 自己負担	感染症法 第37条の2 適用医療の 自己負担	障害者総合支援法 第58条適用医療 (精神通院)の 自己負担
				被保険者	義務教育 就学前※2	70歳以上高齢者※3				
						一般	現役並み 所得者			
13	303	3	全国土木建築	3割	2割	2割	3割	あり※4	5%※1	10%※1
13	304	1	東京理容							
13	306	6	東京芸能人							
13	307	4	文芸美術							
13	309	0	東京料理飲食							
13	311	6	東京技芸							
13	313	2	東京食品販売							
13	314	0	東京美容							
13	315	7	東京自転車商							
13	316	5	東京青果卸売							
13	317	3	東京浴場							
13	319	9	東京都弁護士							
13	320	7	東京都薬剤師							
13	322	3	東京都医師							
13	323	1	全国左官タイル							
13	324	9	東京建設職能							
13	325	6	東京建設業							
13	326	4	中央建設							
13	327	2	東京土建							
13	328	0	全国板金業							
13	329	8	全国建設工事業							

※1 一定の所得要件に該当する被保険者証には、法制93「結核医療給付金受給者証」又は「国保受給者証（精神通院）」が交付されます。医療機関等（都内に限る）にてこの証を提示した場合、適用医療の自己負担はありません。

なお、障害総合支援法（精神通院医療）については、上限額管理票をもとに、窓口負担の徴収をお願いします。

※2 6歳の誕生日以後の最初の3月31日までとなります。

※3 70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）からとなります。

※4 感染症法第37条適用医療の場合は、世帯の所得に応じて自己負担額が生じる場合があるため、公費負担の決定書の確認をお願いします。